

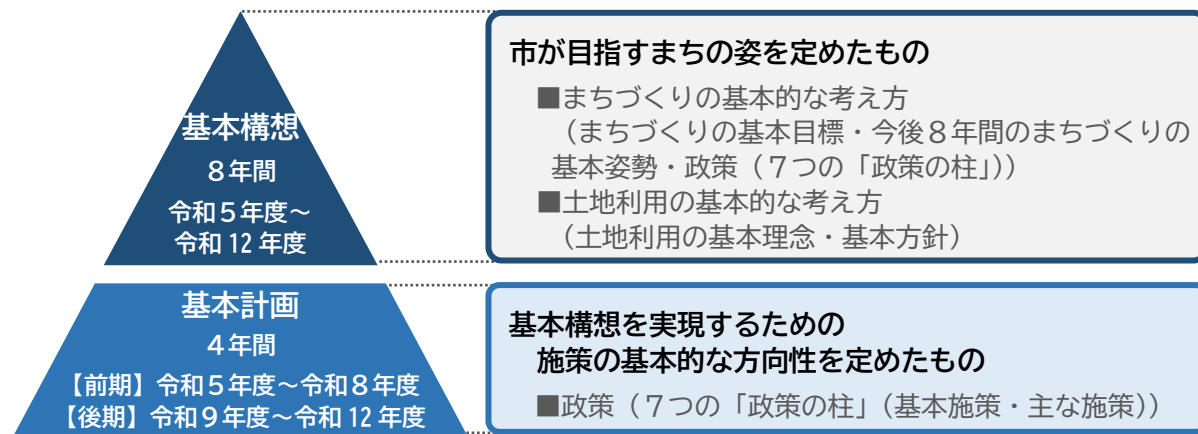
南相馬市第三次総合計画 前期基本計画の概要

1 基本計画とは

基本計画は、令和5年度を始期とする第三次総合計画基本構想を踏まえ、基本構想を実現するための施策の基本的な方向性を定めるため、策定するものです。

また、第三次総合計画のまちづくりの基本的な考え方にに基づきながら、人口減少克服・地方創生を推進する必要があるため、創生第10条に基づく計画として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付け、一体的に取り組んでいくこととします。

さらに、当該基本計画は、基本構想に掲げた、市民、事業者、まちづくり団体、行政が一体となって、協働によるまちづくりを進めるための基本姿勢である「つなぐ・よりそう・いどむ」の考えの下、まちづくりの基本目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現のため、7つの政策の柱に基づき、様々な課題解決に向けて重点的に施策展開していくものとします。



2 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間で、今回の策定は前期基本計画です。

3 基本計画のポイント

- 庁内における後期基本計画施策評価シートによる評価、市民・中高生・職員意識調査、若者団体との意見交換会等の調査結果をもとに検討します。
- 第二次総合計画後期基本計画の5つの柱を継承しつつ、市民にとって分かりやすくシンプルかつ時代に合わせ、7つの政策の柱に変更します。
- 後期基本計画の施策体系(政策の柱・基本施策・施策)をベースとします。
- 新たに「原子力災害復興」を設け、他の6つの柱とともに、横断的・複合的に取り組み、今後8年間で市民が震災と原発事故からの復興・再生を実感できることを目指します。
- SDGsの視点を踏まえ、持続可能なまちづくりに取り組むものとします。
- 7つの柱ごとに、目指す姿と、KGI(重要目標達成指標)を新たに設定します。
- 基本施策・施策ごとに、成果指標(KPI)を設定し、SDGsの達成目標の視点も踏まえ進捗管理を行います。

4 今後の主な検討スケジュール等

● 11月7日(月)～11月14日(月)

施策体系(基本施策、主な施策)及び方向性の検討 など

◇11月7日(月)第4回策定委員会

- ・総務市民：8時50分～10時20分(東庁舎第一会議室)
- ・健康福祉：10時30分～12時00分(東庁舎第一会議室)
- ・建設経済：13時30分～15時00分(本庁舎3階第一会議室)

◇11月8日(火)第4回策定推進会議

- ・9時00分～11時00分(3階第一会議室)

◇11月14日(月)第4回総合計画審議会

- ・15時00分～16時30分(小高区 浮舟文化会館1階 研修室1・2)

● 11月15日(火)～11月29日(火)

基本計画の本文及び成果指標(KGI・KPI)の検討(SDGs目標を踏まえた) など
 ※成果指標については、事務局(企画課)から案・事例を提示予定。

◇11月21日(月)～30日(水)

- ・第5回策定委員会、第5回策定推進会議(調整中) など

● 12月1日(木)～12月26日(月)

各委員会等の審議を踏まえ、内容のブラッシュアップ

◇12月5日(月)第5回総合計画審議会

- ・15時00分～16時30分(南相馬市役所 東庁舎2階 第一会議室)

◇12月19日(月)第6回策定委員会

◇12月21日(水)第6回策定推進会議

◇12月26日(月)12月市議会(基本構想)

◇12月27日(火)～1月17日(火)：前期基本計画 パブリックコメント手続き

◇1月上旬：前期基本計画 市民説明会(3区)ほか若手団体との意見交換など

● 部課内調整の方法について

上記検討を行うにあたっては、庁内策定委員会や策定推進会議とともに、以下【企画課部担当】を通じて、庁内全体による検討・調整等を行います。

- ◆政策の柱1(教育・学び)、◆政策の柱2(こども・子育て)：本間【教育・こども】
- ◆政策の柱3(健康・医療・福祉)：武内【健康福祉】
- ◆政策の柱4(産業・しごとづくり・移住定住)：神戸【経済】
- ◆政策の柱5(都市基盤・環境・防災)：遠藤、濱野【建設・市民生活・復興企画】
- ◆政策の柱6(地域活動・行財政)：濱野【総務・復興企画】
- ◆政策の柱7(原子力災害復興)：上記係員全員
- ◆全体総括：内城、山下

5 施策体系案及び検討のポイント

第二次総合計画 後期基本計画の施策体系			第三次総合計画 前期基本計画の施策体系(案)		
政策	基本施策	施策	政策	基本施策	施策
政策の柱 1 <u>教育・子育て</u>	1 学校教育	① 豊かな心と体の育成 ② 教育水準の向上 ③ 学校環境の整備	政策の柱 1 <u>教育・学び</u>	1 学校教育	● 豊かな心と体の育成 ● 教育水準の向上 ● 学校環境の整備 ★ <u>児童・生徒の状況に応じた支援の充実</u>
	2 子育て	④ 結婚・妊娠・出産への支援 ⑤ 保育・幼児教育の充実 ⑥ 子育て環境の充実		2 <u>生涯学習</u>	● 生涯学習の充実 ★ <u>ジェンダー平等社会の推進</u> ● 芸術文化の充実
	3 <u>生涯学習・スポーツ</u>	⑦ 生涯学習の充実 ⑧ 芸術文化の充実 ⑨ <u>スポーツの振興</u>		3 <u>こども・子育て</u>	● 結婚・妊娠・出産への支援 ▲ 保育・幼児教育の充実と <u>質の向上</u> ● 子育て環境の充実 ★ <u>健やかな成育のための支援</u>

■検討のポイント

【政策及び基本施策】

- ・後期基本計画「政策の柱1教育・子育て」については、「教育・学び」、「こども・子育て」に分け、それぞれを政策の柱として位置づけた。
「政策の柱1 教育・学び」については、基本施策として「1学校教育」、「2生涯学習」を位置づけた。
「政策の柱2 こども・子育て」については、“南相馬市こども・子育て応援条例”に掲げるように、こども一人ひとりの人権を尊重し、最善の利益に配慮することを推進するために、「子育て」だけでなく「こども」を追記した。
- ・後期基本計画 基本施策「3生涯学習・スポーツ」については、「スポーツ」を「政策の柱3 健康・医療・福祉」の「4健康・スポーツ」に移動した。

【主な施策】

- 「1学校教育」
 - ・不登校やケアが必要な児童・生徒・家庭へ支援についての対応が必要であることから、「児童・生徒の状況に応じた支援の充実」を新規で設定した。
 - ・教育水準の向上については、市民満足度がやや低くなっていることから、対応の検討は必要。
 - ・日本学生支援機構をはじめとした他団体が実施する貸付制度との比較や社会情勢の分析を行うなど、現行の貸付制度内容で十分なのか検討し、より学生が借りやすい制度となるよう見直しを図ることが必要。
- 「2生涯学習」
 - ・学校教育から一旦離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていく社会人の学び＝リカレント教育が重要視されていることから、今後、リカレント教育の視点も必要。
 - ・後期基本計画の「⑦生涯学習の充実」の中の主な取組として挙げられていた「男女共同参画」については、SDGsにおいてもジェンダー平等の推進が目標とされていることから、主な施策「ジェンダー平等社会の推進」として明確に位置づけた。
- 「3こども・子育て」
 - ・こども家庭庁（こどもや家庭への包括的支援）の発足等を踏まえ、こども自身に関わる人権や虐待防止・ヤングケアラーなどの問題に加え、ひとり親世帯をはじめとしたケアが必要な世帯への支援がより一層必要となっていることから、「健やかな成育のための支援」を新規で設定した。
 - ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機能を担う「こども家庭センター」の設置が必要。一方で、母子保健との関係性（組織・施設）を踏まえ、今後、政策の柱3「健康・医療・福祉」との調整が必要。
 - ・市全体で幼児教育・保育の充実と質の向上を目指し、公私連携の取組が必要とし、「保育・幼児教育の充実」に「質の向上」を加えた。

第二次総合計画 後期基本計画の施策体系			第三次総合計画 前期基本計画の施策体系（案）		
政策	基本施策	施策	政策	基本施策	施策
政策の柱 2 健康・医療・福祉	4 健康	⑩ 疾病の予防 ⑪ 心身の健康づくり ⑫ 放射線対策の継続	政策の柱 3 健康・医療・福祉	4 健康・スポーツ	▲ 疾病予防の推進 ▲ 心身の健康づくりの推進 ● 放射線対策の継続 ▲ スポーツの推進
	5 地域医療	⑬ 地域医療の連携強化 ⑭ 救急医療体制の維持		5 地域医療	★ 地域医療提供体制の維持・強化 ★ 地域の包括的な医療・介護サービス提供体制の推進
	6 福祉・介護	⑮ 地域福祉の向上 ⑯ 介護予防と高齢者福祉の向上 ⑰ 障がい児・者福祉の向上 ⑱ 被災者への支援		6 福祉	● 地域福祉の向上 ● 介護予防と高齢者福祉の向上 ● 障がい児・者福祉の向上 ● 被災者への支援

●継続、▲変更、★新規

■検討のポイント

【政策及び基本施策】

- ・後期基本計画「政策の柱1教育・子育て」の、基本施策「3生涯学習・スポーツ」の「スポーツ」について、「政策の柱3 健康・医療・福祉」の「4健康・スポーツ」に移動した。
- ・後期基本計画の基本施策「6福祉・介護」について、福祉分野の中に介護分野も包含されるため、「介護」の文言を除き「6福祉」とした。

【主な施策】

「4健康・スポーツ」

- ・後期基本計画では「施策⑨スポーツの振興」として、東京オリンピック・パラリンピックも意識した文化的な振興を目指す内容であったが、住民の心身の健康増進や生きがいづくりの推進という観点から、「スポーツの推進」として位置づけと名称を変更した。
- ・健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の疾病予防・重症化予防として、特定健康診査や特定保健指導、糖尿病等の重症化予防への取組を推進していく必要との考えから、「疾病の予防」から「疾病予防の推進」に変更した。
- ・ゲートキーパー登録数は、目標値を大きく上回り、成果指標は達成できたものの、コロナ禍となりうつ病やうつ傾向の方が増えている社会背景もあることから、今後も引き続き取組を推進していく考えから「心身の健康づくり」から「心身の健康づくりの推進」に変更した。

「5地域医療」

- ・医療スタッフの確保を含め、医療提供の充実と連携強化の推進が必要とした「地域医療提供体制の維持・強化」と、退院後の地域へのスムーズな移行のための医療・介護の連携強化が必要との考えから、「地域の包括的な医療・介護サービス提供体制の推進」を設定した。一方で、地域の包括的な医療・介護サービス提供体制の推進について、今後、「6福祉」との調整が必要。

「6福祉」

- ・主な施策としての変更はないが、SDGsで掲げる共生社会・包摂社会の創造の要素や、地域包括ケアシステムの推進は福祉分野での横断的な取組であり、整合を図ることが必要。
- ・新型コロナウイルスの影響が長期化し、生活習慣病の重症化や認知機能、社会的つながりの低下などにより、要介護状態に陥る可能性が高くなることが懸念されることから、引き続き、「介護予防と高齢者福祉の向上」の取組を行っていくことが必要。
- ・「被災者への支援」については、震災と原発事故から12年目を迎え、これまでの取組実績等を踏まえ、新たに設けた「原子力災害復興」への計上など、今後の在り方を検討することが必要。また、今後、震災と原発事故以外の被災者支援の在り方を検討することが必要。

第二次総合計画 後期基本計画の施策体系			第三次総合計画 前期基本計画の施策体系（案）		
政策	基本施策	施策	政策	基本施策	施策
政策の柱 3 産業・ しごとづくり	7 農林水産業	① 農業生産基盤と農村環境の整備 ② 担い手の育成・確保 ③ 販路拡大と 6次産業化 ・地産地消の推進 ④ 林業・水産業の再生	政策の柱 4 産業・ しごとづくり・ 移住定住	7 農林水産業	● 農業生産基盤と農村環境の整備 ★ スマート農業の推進 ▲ 多様な担い手の育成・確保・支援 ▲ 販路拡大と地産地消の推進 ● 林業・水産業の再生
	8 商工業	⑤ ロボット関連産業等の新産業創出・育成 ⑥ 地元企業の振興 ⑦ 多様な人材の育成と 誘導 ⑧ 街なかの活性化		8 商工業	● ロボット関連産業等の新産業創出・育成 ● 地元企業の振興 ▲ 多様な人材の育成と 就労機会の確保 ● 街なかの活性化
	9 観光交流	⑨ 通年観光の推進 ⑩ 交流人口・関係人口の拡大 ⑪ 移住の推進		9 観光交流	● 通年観光の推進 ● 交流人口・関係人口の拡大
				10 移住定住	★ 移住定住の推進 ★ 情報発信の強化

●継続、▲変更、★新規

■検討のポイント

【政策及び基本施策】

・後期基本計画では、基本施策「9観光交流」の施策として「⑪移住の促進」を位置づけていたが、重点的な取組を行っていることから位置づけを繰り上げ、政策の柱及び基本施策に「移住定住」を設定した。

【主な施策】主な施策

「7農林水産業」

・基盤整備の推進とロボットトラクタ、ドローン等を活用したスマート農業等の先端技術を普及させ、新たな作物への転換と生産力向上を推進するため、「スマート農業の推進」を追加した。
 ・スマート農業の推進など、市内外から多様な担い手を確保するため、「多様な担い手」に変更した。また、働きやすい環境作りなど、農業従事者への支援（特にソフト面）の要素が必要と挙げられていることから、「担い手の育成・確保・支援」と「支援」を明記した。

「8商工業」

・福島イノベーション・コースト構想を基軸とし、地元企業の振興、福島ロボットテストフィールドと福島国際研究教育機構等との連携強化とともに、小高フロンティアパークや飯崎産業団地の整備等による更なる新産業の創出・振興による持続可能な産業の創出が喫緊の課題である。
 ・地元雇用の創出、人材確保、多様な働き方の推進（テレワーク等含む）の要素が挙げられている。後期基本計画「⑦多様な人材の育成と誘導」の内容を見るとその要素は示されているが、よりイメージが付きやすいように「多様な人材の育成と就労機会の確保」とした。

「9観光交流」

・アフターコロナを見据えた更なる観光客の誘致（海資源・文化遺産・外国人・馬を活用した通年観光など）に向けた取組が喫緊の課題。また、広域観光周遊へ向けた取組が要素として挙げられていることや、「交流人口・関係人口の拡大」についても、アフターコロナを見据えた交流事業の再開を進めるとともに、後述の「移住定住」との区分をどうするか検討が必要。

「10移住定住」

・後期基本計画では、基本施策「観光交流」の中の施策の一つであったが、基本施策に繰り上げる。主な施策として、移住定住施策については、「子育て」・「しごとづくり」など多分野に関係する内容であるため、「移住定住の推進」（再掲も要検討）に加え、ターゲットを明確にした「情報発信の強化」を設定した。

第二次総合計画 後期基本計画の施策体系			第三次総合計画 前期基本計画の施策体系（案）		
政策	基本施策	施策	政策	基本施策	施策
政策の柱 4 都市基盤・ 環境・防災	10 都市基盤	③⑩ 道路網の整備 ③⑪ 上下水道の整備 ③⑫ 住環境の整備 ③⑬ 公共交通の確保	政策の柱 5 都市基盤・ 環境・防災	11 都市基盤	● 道路網の整備 ★ 雨水の排水対策の推進 ● 上下水道の整備 ● 住環境の整備 ● 公共交通の確保
	11 生活環境	③⑭ ごみの減量と資源化の推進 ③⑮ 環境の保全 ③⑯ 再生可能エネルギーの活用と環境負荷の軽減 ③⑰ 環境の回復		12 生活環境	● ごみの減量と資源化の推進 ● 環境の保全 ● 再生可能エネルギーの活用と環境負荷の軽減 ● 環境の回復
	12 地域防災	③⑱ 防災体制の強化 ③⑲ 消防力の強化		13 地域防災	● 防災体制の強化 ● 消防力の強化
	13 交通安全・防犯	④⑰ 交通安全の推進 ④⑱ 防犯の推進・市民相談体制の確保		14 交通安全・防犯	● 交通安全の推進 ● 防犯の推進・市民相談体制の確保

●継続、▲変更、★新規

■検討のポイント

【政策及び基本施策】

【主な施策】

「11 都市基盤」

- ・「道路網の整備」では、幹線道路以外の生活道路の整備、「上下水道の整備」では小高区の更なる水道普及率の拡大が課題。「住環境の整備」では、今後も増加が見込まれる空き地・空き家の対策・有効活用についての必要性が挙げられている。
- ・水道施設の更新・耐震化を進めることにより、災害時においても安定的に飲料水を供給できる強靱な水道を整備していくことが必要。
- ・近年激甚化している豪雨災害に備えるため、河川の維持管理の強化に加え、道路冠水など内水氾濫への対策も必要であることから、新たに「雨水の排水対策の推進」を追加した。
- ・今後、避難者の長期化や少子高齢化の進行による人口減少とともに、空き家・空き地の増加が想定され、移住定住の推進のための住環境の整備が必要となることから、空き家・空き地バンク制度を利用した、空き家・空き地の利活用への取組を一層推進していくことが必要。
- ・交通弱者の移動手段の利便性向上のため、定額タクシーの拡充を図るとともに、財源の確保について取り組んでいくことが必要。

「12 生活環境」

- ・「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言（令和4年4月）」を踏まえた変更の要否は検討が必要。また「環境の回復」で、帰還困難区域及び山林の除染の方向性について示すことが必要。
- ・市内での再生可能エネルギーの地産地消を図っていくためには、これまで実施してきた家庭用太陽光発電への支援や公共施設への設備導入を継続実施するだけでなく、事業所への設備導入を促す取組を推進していくことが必要。また、省エネを推進していくためには、住宅・建築物の省エネルギー化が重要であることから、住宅や事業所のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB化改修を推進していくことが必要。

「13 地域防災」

- ・国土強靱化、災害に強い都市基盤づくり、地域防災力向上の推進といった要素は引き続き必要。後述の基本施策「リスクマネジメント」との整理が必要。

「14 交通安全・防犯」

- ・高齢者が増加することによる詐欺等の被害、地域コミュニティの弱体化による被害増などが懸念されるため、引き続き対応が必要。

第二次総合計画 後期基本計画の施策体系			第三次総合計画 前期基本計画の施策体系（案）		
政策	基本施策	施策	政策	基本施策	施策
政策の柱 5 地域活動・ 行財政	15 コミュニティ	④④ 地域コミュニティの活性化 ④⑤ NPO・市民活動団体等との協働	政策の柱 6 地域活動・ 行財政	15 コミュニティ	▲ 地域コミュニティの再生と再構築 ▲ NPO・市民活動団体等との協働の推進
	16 行財政	④⑥ 市民参加の推進 ④⑦ 効果的な行政運営 ④⑧ 公有財産の最適化と活用 ④⑨ 健全な財政運営		16 リスクマネジメント	★ リスクマネジメントの強化
				17 行財政	● 市民参加の推進 ● 効果的な行政運営 ★ デジタル変革（DX）の推進 ● 公有財産の最適化と活用 ● 健全な財政運営

●継続、▲変更、★新規

■検討のポイント

【政策及び基本施策】

・予測の困難な時代において、近年の激甚化・頻発化する自然災害以外に、市の行政運営やサービス提供に支障を生じ、市民からの信頼を損ねることにつながりかねないリスクなど、突発的な事象や不測の事態に対し、機動的に対応していくことが必要となっていることから、基本施策に「リスクマネジメント」を新たに設定した。

【主な施策】主な施策】

「15 コミュニティ」

- ・震災と原発事故を受けて、地域コミュニティの再生と再構築が喫緊の課題であるため、「地域コミュニティの再生」から「地域コミュニティの再生と再構築」に変更した。また、現在、鹿島区を中心に進めている「事業構想大学院大学」などの地域と連携したまちづくりの推進、人材育成なども今後、内容に反映できる要素と想定。
- ・今後も限られた人員の中で行財政運営を行わざるを得ない状況を踏まえ、NPO・市民活動団体等との協働を更に進めていく必要があることから、「推進」という文言を追記した。

「16 リスクマネジメント」

- ・後期基本計画の基本施策「12 地域防災」の災害対応以外で、あらゆる課題に柔軟に対応するため、突発的な事象や不測の事態に対し、機動的に対応する必要があるため、「リスクマネジメントの強化」を新たに設定した。

「17 行財政」

- ・市民意見の市政への反映に向けては、ふれあい懇談会、パブリックコメント手続きなどの広聴事業の活用促進が必要であることから、広報手段や手法などを変えながら更なる広聴事業の周知に努めるとともに、これまでの取組に加えて、若年世代の目線からの問題把握に重点的に取り組み、より多くの市民が抱える問題の把握と情報共有に継続して取り組んでいくことが必要。
- ・国の「Society5.0」の動き、デジタル変革（DX）推進、IoT や AI 等のデジタル推進による業務効率化、持続可能な行財政運営の要素が挙げられていることから、「デジタル変革（DX）の推進」を追記した。一方で、今後、各政策の柱との関係性は調整が必要。

第二次総合計画 後期基本計画の施策体系	第三次総合計画 前期基本計画の施策体系（案）
<p style="text-align: center;"> 政 策 基本施策 施策 </p>	<p style="text-align: center;"> 政 策 基本施策 施策 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">政策の柱 7</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">原子力災害復興</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px;"> <p>18 原子力災害復興 ◎ 再掲</p> <p>政策の柱1~6の取組から、「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の記載要素と関連ある項目を例示掲載するなど</p> </div>

■検討のポイント

【政策及び基本施策】

【主な施策】

- ・前述「政策の柱」1～6それぞれから、「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」との関連が深い項目等を再掲・例示する【イメージ】。
また、今後、再掲外も含め内容を検討していく。
- (※)「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく復興再生に向けた取組の要素 ※例) 抜粋「心のケア等被災したこどもに対する支援」教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援
 - △「心のケア等の被災者支援」心身のケア、生きがいづくり、生活相談、地区コミュニティ形成等
 - △「事業者・農林漁業者の再建」営農再開の促進、高付加価値生産地の創出、スマート農業推進、大学等の連携による農林水産・食品産業活性化に資する研究開発推進等
 - △「原子力災害に起因する事業」モニタリング検査等の風評被害対策、食品等の規制の検証
 - △「風評払拭・リスクコミュニケーションの推進」徹底した情報発信による理解醸成、農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓、木材産業の再生、安定的な水産物生産体制の構築等
 - △「産業・生業」再建支援、企業進出支援、再生等の取組促進、漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等
 - △「福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等」自立的・持続的な産業の発展、産業集積に向けた取組、地元企業等の新事業展開への支援等
 - △「ハード整備」未完了の公共インフラ整備等
 - △「住まいとまちの復興」、災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業、移転元地等の活用等
 - △「環境再生に向けた取組」中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入、適切な維持管理等 など
- ・国による「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方（令和3年8月31日付け原子力災害対策本部・復興推進会議）」等を踏まえ、帰還困難区域について、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるように避難指示解除の取組を進めるに関する記載が必要（生活環境の整備・森林除染等）。